

## 雇用されている手話通訳者の業務と役割

明石市福祉部福祉総務課 米野規子

### 【 業務内容 】

- 手話言語・障害者コミュニケーション条例に関する業務  
小学校手話体験教室、職員手話研修、手話動画の作成、  
コミュニケーション施策推進協議会の開催、施策の立案  
手話通訳や聴覚障害者福祉に関する事項の庁内、関係機関との連絡調整等
- 障害者配慮条例に関する業務  
条例の周知や啓発、職員研修、出前講座等
- 市議会に関する業務  
本会議、委員会の手話通訳、各部署と議員の連絡調整に関する手話通訳

### 【 自治体手話通訳者の役割 】

- ① 「聴覚障害＝聞こえない、聞こえにくいこと」を理解し、日常生活を豊かにするためのサポート
  - コミュニケーションに時間がかかり、人とのやりとりが少なくなる  
→ 関わる人が限定される
  - 人の意見を聞くこと、自分の思いを伝えることが難しい  
→ 情報収集や自己決定の難しさ、集団からの孤立  
➡ 手話通訳者の直接的な支援ではなく、当事者と関係機関、支援者をつなぐ
- ② 市民と行政をつなぐ
  - 自分が暮らしている地域の情報、行政情報の窓口  
→ わかりやすい情報発信、相談支援体制の充実
  - 手続きや意見の表明、職員とのやりとりを他の市民と同様に行える環境づくり  
→ 本人が望むコミュニケーション方法の確認と、積み重ねにより相互の理解を深める努力
- ③ 市民と地域をつなぐ
  - 情報保障体制の充実  
→ 手話通訳者、要約筆記者の養成、派遣
  - 地域の社会資源との連携  
→ 手話サークル、ろうあ協会、社会福祉協議会、自治会や他の障害者団体等と  
交流し、地域の取組みを進める
  - コミュニケーションの輪を広げる  
→ 小学校手話体験教室、出前講座等

**⇒これらの取組が「だれもが安心して暮らせる社会」の実現につながる！**